

# デイサービスフルーツ 利用料

令和4年10月1日より

## ①地域密着型通所介護（7時間以上8時間未満）

基本利用料	要介護1	750	円/日
	要介護2	887	円/日
	要介護3	1,028	円/日
	要介護4	1,168	円/日
	要介護5	1,308	円/日
加算	入浴介助加算（Ⅰ）	40	円/日
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	円/日
	若年性認知症利用者受入加算	60	円/日
	ADL維持等加算（Ⅰ）	30	円/月
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	円/月
	科学的介護推進体制加算	40	円/月
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	該当する金額の合計×5.9%	
	介護職員特定処遇改善加算	該当する金額の合計×1.2%	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	該当する金額の合計×1.1%	

要介護の方1回の利用料（食事代¥565含む）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	1,377円	1,514円	1,655円	1,795円	1,935円
2割負担	2,189円	2,463円	2,745円	3,025円	3,305円
3割負担	3,001円	3,412円	3,835円	4,255円	4,675円

※ADL維持等加算・科学的介護推進体制加算・生活機能向上連携加算は月の金額の為含んでおりません。

## ②通所介護相当サービス（4時間以上）

基本利用料	認定非該当	1,672	円/月
	要支援1	1,672	円/月
	要支援2	3,428	円/月
※認定非該当と要支援1の方については、ひと月の利用回数が3回以下の場合には1日当たり384円、要支援2の方についてはひと月の利用回数が7回以下の場合には1日当たり395円になります。			
加算	サービス体制強化加算（Ⅰ）認定非該当・要支援1	88	円/月
	サービス体制強化加算（Ⅰ）イ要支援2	176	円/月
	若年性認知症利用者受入加算	240	円/月
	科学的介護推進体制加算	40	円/月
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	該当する金額の合計×5.9%	
	介護職員特定処遇改善加算	該当する金額の合計×1.2%	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	該当する金額の合計×1.1%	

通所介護相当サービス対象者の方のひと月の利用料

	認定非該当・要支援1	要支援2
1割負担	4,060円	8,164円
2割負担	5,860円	11,808円
3割負担	7,660円	15,452円

※非該当・要支援1は月4回利用・要支援2は月8回利用した場合。

（食事代¥565円×4回分、科学的介護推進体制加算含む）

## ①②共通

介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算はひと月当たりの総単位数に加算率を乗じるため含んでいません。